

北海道歯科医師連盟規約

第1章 総 則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この連盟は、北海道歯科医師連盟（以下「本連盟」という）と称し、事務所を札幌市中央区北1条東9丁目11番地 北海道歯科医師会館に置く。

2. 事務所の所在地の名称、家屋表示番号等が変更された場合は、前項の表示は当然変更されるものとする。

(目 的)

第2条 本連盟は、政治資金規正法上の政治団体であり会員相互の協力を得て、政治力を強化し、一般社団法人北海道歯科医師会（以下「道歯」という）定款第3条の目的を達成させるために必要な政治活動を、日本歯科医師連盟並びに道歯等関係機関と連携、協調して行い、会員の診療環境向上を目指し、もって国民の歯科保健・医療の発展に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 本連盟は、前条の目的に賛同する道歯の会員をもって組織する。

2. 本連盟組織は、郡市区歯科医師連盟（以下「郡市区歯連盟」という）を単位とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第2条を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歯科保健・医療・福祉制度の充実に関する事項
- (2) 歯科医療に係わる政治力強化に関する事項
- (3) 歯科医業権の擁護に関する事項
- (4) 歯科医業経済の確立に関する事項
- (5) 会員に対し本連盟活動の普及向上を図る事項
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(入会及び退会)

第5条 本連盟に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を、その所属すべき郡市区歯連盟を経て本連盟へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 理事会から入会の承認を得る場合、当該会員は本連盟においても道歯で有する会員種別と同種の種別を有するものとする。
3. 会員が、本連盟を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を郡市区歯連盟を経て本連盟へ提出しなければならない。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、本連盟所定の会費及び負担金を納入する義務及び本連盟の目的達成のため行う事業の推進に協力する義務を有し、各種の行事に参加する権利及び会務に対する意見を述べる権利を有する。

(会費)

第7条 会費の額並びに支払い方法は評議員会で定める。

2. 会員のうち特別な事情のある者に対し、郡市区歯連盟から申し出のあった場合は、理事会の決定により、第6条の会費及び負担金を減免することができる。
3. 本連盟退会時の既納会費に関しては、返還しないものとする。
なお、年額会費に未納がある場合は、会員から未納会費を徴収する。

(会費未納の督促)

第8条 会員の義務たる会費の納入に滞納が生じたときは督促を行い、なお納入されないときは理事会において対応を図る。

第3章 評議員及び予備評議員

(評議員及び予備評議員の選出)

- 第9条 郡市区歯連盟は評議員及び予備評議員を選出し、会長に報告しなければならない。
2. 評議員及び予備評議員は、郡市区歯連盟における本連盟会員110名まで1名、110名を超える場合は110名ごとに1名（端数に対しても1名）の割合で選出する。
 3. 会員数が110名に満たない郡市区歯連盟の定数は1名とする。
 4. 前項の評議員及び予備評議員の定数は、前年12月末日の会員数で決めることとし、会長は郡市区歯連盟に対し、第2項における当該連盟の本連盟会員数を通知しなければならない。
 5. 郡市区歯連盟における本連盟会員数の増減により、評議員数に異動が生じたときは、次の改選期にその数を変更する。
 6. 評議員の任期は、会長の任期に準ずる。
 7. 予備評議員の数、選出及び任期は評議員の例による。
 8. 予備評議員は、評議員がやむを得ざる事故のため評議員会に出席することができないときは、その職務を代行する。

9. 前項の場合においては、評議員は会長に対し会期の前日までに、書面をもってその旨、届け出なければならない。
10. 評議員及び予備評議員が欠けた場合は、ただちに郡市区歯連盟で選出し、その場合の任期は前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が6か月未満の場合は選出しないことができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名以内
理事長	1名
副理事長	5名以内
理事	22名以内（内常任理事若干名）
監事	3名以内

2. 会長は、道歯会長又は、道歯会長が評議員会の同意を得て推薦した者がこれにあたる。
3. 監事は、評議員会において選出する。
4. 副会長、理事長、副理事長及び理事は、会長が指名し評議員会の同意を得る。
5. 常任理事は、理事のうちから会長が指名する。
6. 役員は、評議員、予備評議員を兼ねることができない。

(役員の仕事及び権限)

第11条 会長は、本連盟を代表し、会務一切を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
3. 理事長は、会長の旨を受けて会務の全般を処理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときその職務を代行する。
5. 常任理事は、理事長を補佐し、理事長の旨を受けて担当会務を処理する。
6. 理事は、理事長の旨を受けて、会務執行に関する事項を処理する。

(監事の仕事及び権限)

第12条 監事は、業務執行の状況及び会計管理の状況並びに財産管理の状況を監査し、監査報告書を作成する。

2. 監事は、役員並びに職員に対し業務の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

3. 監事は、常任理事会、理事会及び評議員会において意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
4. 監査に係る細則は、別に定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、選任された年の7月1日に始まり隔年の6月30日に終わる。ただし、再任を妨げない。

2. 会長が任期を6か月以上残して欠けた場合は、第11条の規定にかかわらず監事を除く役員は全員辞任し、30日以内に第10条第2項、第4項及び第5項により、新たに選出する。
3. 役員に欠員を生じ、会長が必要と認めるときは補充をし、評議員会において報告する。
4. 第2項及び第3項の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 役員は、その任期が満了、又は辞任した場合は、その後任者の就任するまでその職務を行わなければならない。

(委員及び委員会)

第14条 会長は、第11条のほか、重要な会務を執行するため、理事会の同意を得て委員を置き、必要ある場合はその委員会を構成することができる。

2. 前項の委員及び委員会の名称、員数、任期、運営の方法等は、その都度これを定める。

(顧問)

第15条 本連盟に顧問を置くことができる。

2. 顧問は評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。
4. 顧問は会長の要請により本連盟の各種会議に出席し、意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第5章 会 議

(執行についての会議)

第16条 本連盟の会務執行についての会議は、常任理事会及び理事会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。

2. 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織する。
3. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって組織する。

(評議員会)

第17条 本連盟に議決機関として評議員会を置き、第9条第2項に定める評議員をもって組

織する。

2. 評議員会は、毎年2回2月、9月に会長がこれを招集する。ただし、場合により、その時期を変更することができる。
3. 会長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、前項のほか臨時評議員会を招集することができる。
4. 評議員会は、評議員の半数以上の出席を要し、議決は出席者の多数決による。
5. 評議員会の議長・副議長は、評議員会において、互選する。
6. 会長は、評議員会で議決を要する事項で、緊急必要ありと認めたときは、応急処理をすることができる。ただし、応急処理した事項は、次の評議員会で承認を受けなければならない。
7. 評議員会は、評議員たる義務を怠った場合、その他正当な事由があると認められる場合には、総評議員の3分の2以上の賛成による議決により、評議員の資格を喪失させることができる。この場合、その評議員に対し、評議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、評議員会において弁明の機会を与えなければならない。なお、本項により評議員の資格を喪失した場合でも、当然には会員の資格は喪失せず、会員の資格については第6条の定めに従う。

(関係者の出席)

第18条 常任理事会、理事会、評議員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(予算及び決算)

第19条 本連盟の予算については、事業計画書、収支予算書を記載した書類を毎事業年度の開始前までに理事長が作成し、理事会の同意を得て、評議員会に附議しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の予算が成立しない場合は、前年度予算を踏襲する。
3. 本連盟の決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び決算書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の同意を得て、評議員会に附議しなければならない。

第6章 会 計

(会計及び経理)

第20条 本連盟の経理は、会費、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費、負担金の額及び納入期日は、毎会計年度ごとに、評議員会においてこれを決

定する。

3. 郡市区歯連盟における政治活動費として、前項の会費及び負担金より、評議員会の決定した額を郡市区歯連盟に助成する。
4. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
5. 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰越すものとする。
6. 会計に関し、必要な事項は別に定める。

(旅費の支給)

第21条 本連盟の招集による諸会議及び業務遂行のため旅行した場合の旅費は、道歯旅費規則に準じ支給するものとする。

第7章 事務局

(事務局の組織)

第22条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 事務局職員の任命は、理事会の同意を得て会長がこれを行なう。
3. 事務局職員の指導及び監督は、理事長がこれにあたる。

第8章 解 散

(解 散)

第23条 本連盟を解散しようとする場合は、評議員会出席者の3分の2以上の賛成による議決を得なければならない。

第9章 補 足

(規約変更)

第24条 本規約は、評議員会の議決がなければ変更することができない。

附 則

1. 本規約は、昭和49年4月1日から施行する。
2. 昭和34年2月28日制定の北海道歯科医師政治連盟規約は、この規約施行の日より廃止する。

附 則

1. この規約は、昭和56年3月10日から施行する。
2. 第6条第7項の規定は、昭和57年4月1日から任期が始まる役員から適用し、それまで

の役員の任期は2年とする。

3. 第6条の規定により増員される副会長の適用は、昭和56年4月1日からとする。

附 則

1. この規約は、平成2年8月10日から施行する。

2. 第6条の規程により増員される役員の任期は、平成3年3月31日までとする。

附 則

1. この規約は、平成4年9月2日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成21年3月28日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2. 施行日前の第7条8及び第12条2により平成23年4月1日付で選出又は指名された者については、任期を平成25年6月30日まで延長する。

附 則

1. この規約は、平成27年9月26日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成28年2月20日から施行する。

附 則

1. この規則は平成31年2月16日から施行する。

選挙(会員)支援金の基準

平成19年2月17日

第3回理事会決定

選挙種別	選挙あり	選挙なし
市町議会議員	100万円	50万円
※人口20万以上 又は政令市	+50万円	+25万円
市町長	200万円	100万円
道議会議員	300万円	150万円

※貢献度を考慮の上、増額することができる。

※本基準にあてはまらない場合は詮議により別途支給することができる。